

国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）

平成 20 年 5 月
国分寺市教育委員会

はじめに

近年、社会のノーマライゼーションの進展や児童・生徒等の障害の重度・重複化、多様化、小・中学校の通常の学級に在籍するLD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症の児童・生徒への対応等、心身障害教育をめぐる状況は大きく変化しており、これまでにない抜本的な改善が求められている。

平成15年3月に国の調査研究協力者会議から発表された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換という今後の基本的方向が示された。

さらに、平成15年12月に東京都心身障害教育改善検討委員会から出された「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）～一人一人のニーズに応じた教育の展開をめざして～」では、障害の重度・重複化、多様化に応じた教育内容・方法の充実や、都と区市町村との役割分担を踏まえた特別支援教育の連携と支援の在り方などについての報告があった。

これからは、これまでの心身障害教育の対象の障害だけでなく、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めて特別な支援が必要な児童・生徒等の教育を考えていくことが重要で、一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の確立が必要となる。

こうした国や都の動向を踏まえ、国分寺市では平成16年度から国分寺市特別支援教育推進委員会を設置し、国分寺市における特別支援教育を推進するために、教育や福祉、保健・医療等の関係者、保護者の立場から、必要な支援体制や就学相談に関する事項等について意見を交換した。

また、平成19年度からは特別支援教育が完全実施となり、東京都では、小・中学校における個別の教育支援計画の策定や副籍制度が示された。「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」は、過去3年間特別支援教育推進委員会で検討してきた内容とともに、これまでの国や都の動向等を踏まえながら作成したものである。

今回は義務教育段階についての計画であるが、今後は義務教育前・後の支援の在り方についても、まとめていくことが必要である。なお、教育委員会では、平成20年度から本基本計画に基づいて、段階的に特別支援教育を推進していく。

心身障害教育から特別支援教育へ

1 特別支援教育の理念と国分寺市における特別支援教育推進に向けた視点

国分寺市教育委員会では、特別支援教育の理念を踏まえ、今後の国分寺市における特別支援教育体制の整備及び特別支援教育の推進に関する諸事項について、下記4点を推進の視点とする。

特別支援教育の理念

- (1) 障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 特殊教育の対象となっている幼児・児童・生徒に加え、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行う。

平成17年12月に中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育特別委員会から公表された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」より

【視点1：特別支援教育に関する理解・啓発の推進を図る。】

特別支援教育の取り組み状況を保護者や市民に知らせ、特別支援教育の理念や本市の小・中学校の実態、さらには障害についての理解を図る。

<具体的な内容>

- 通常の学級の保護者及び市民等への理解・啓発活動の推進
- 特別支援学級と通常の学級との交流教育の拡充
- 学校公開日の充実

【視点2：特別な支援を必要とする子どもたちの支援体制の充実を図る。】

特別支援教育の理念(1)を達成するために、これからもより一層障害のある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要である。

そのために、市民に分かりやすく、気軽に相談できる教育相談・就学相談体制の在り方や、生涯にわたり、教育、福祉、保健・医療、就労関係等が一体となって、一貫した支援体制づくりを推進する。詳細については、「国分寺市地域支援ネットワークの構築」の項で述べる。

< 具体的な内容 >

ライフステージに応じた支援体制の確立

- ・ 個別支援委員会の設置
- ・ 個別支援計画の作成、管理
- ・ 特別支援学校との副籍事業の推進

【視点3：特別支援教育における校内指導体制の確立を図る。】

特別支援教育の理念(2)を達成するために、小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の個別のニーズに応じた教育を計画的に進めるとともに、指導方法・内容の改善・充実を図る。

そのために、現在校務分掌に位置付けられている校内委員会および特別支援教育コーディネーターの役割の明確化を図ったり、関係機関・専門家等との連携の強化を図ったりする。詳細については、「義務教育時における支援体制」で述べる。

< 具体的な内容 >

特別支援教育相談員による巡回相談の実施

特別支援教育相談員とは、定期的に学校を巡回し、特別な支援を必要とする子どもの行動観察や担任等の相談に応ずるとともに、校内委員会での指導・助言を行う相談員のことをいう。

特別支援教育支援員の配置

特別支援教育支援員とは、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、通常の学級に在籍しながら、通常の学級または特別支援教室において、必要な時間に個別指導を行う指導員のことをいう。

校内委員会の機能の活性化

特別支援教育コーディネーターの育成

【視点4：特別支援教育に関する教員の資質向上を図る。】

特別な支援を必要とする児童・生徒理解や指導法についての研修会をより一層充実する。

< 具体的な内容 >

特別支援教育コーディネーター育成研修会の拡充

教員に対する特別支援教育に関する研修会の拡充

国分寺市地域支援ネットワークの構築

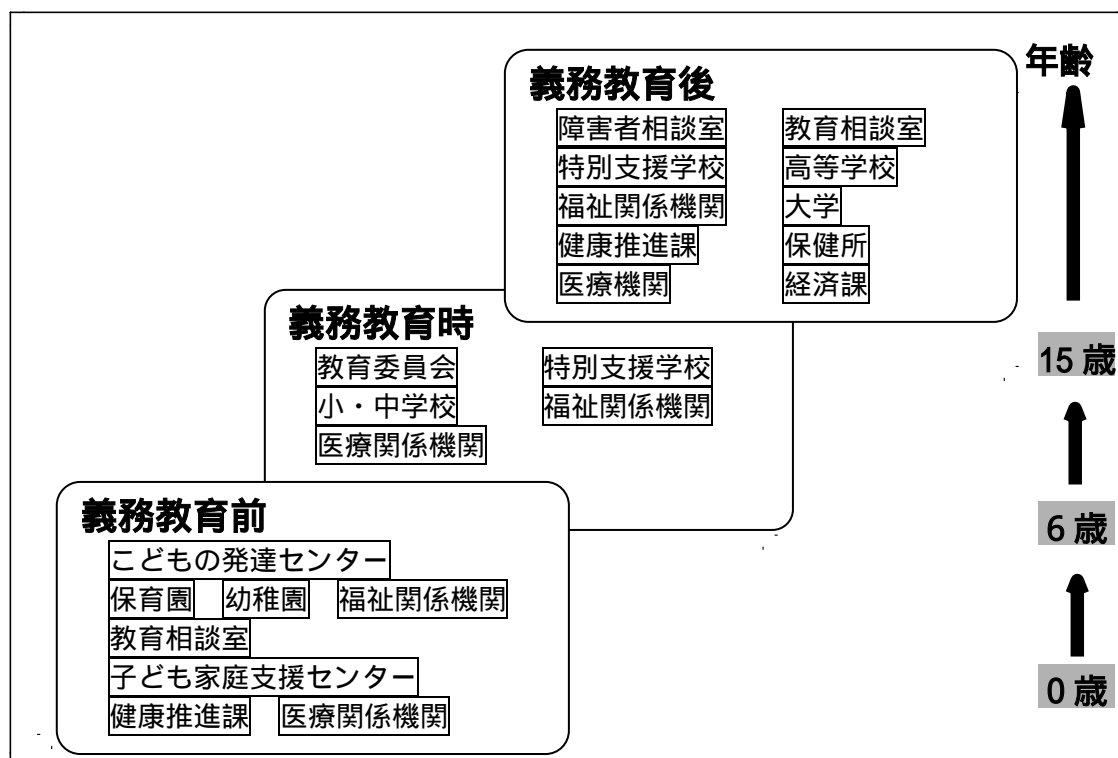
1 国分寺市地域支援ネットワークとは

国分寺市では、平成13年度から15年度に文部科学省の委嘱を受け、「障害のある子どものための教育相談マスタープラン」を作成して、これまでも子どもたち一人一人に対する支援を行ってきた。

その取り組みの成果を踏まえ、＜図1＞のように子どものライフステージを義務教育前、義務教育時、義務教育後という3段階に分けることにより、乳幼児期から学校卒業後にわたり、教育、福祉、保健・医療、就労関係等の専門機関が一体となって、一貫した支援体制の確立を図っていくことが求められている。

本市におけるこのように一貫した支援体制を、国分寺市地域支援ネットワークと呼び、当該の子どもにかかわって義務教育段階で必要となる支援体制づくりについて、次頁以降で述べる。

＜図1＞ 国分寺市地域支援ネットワーク概念図



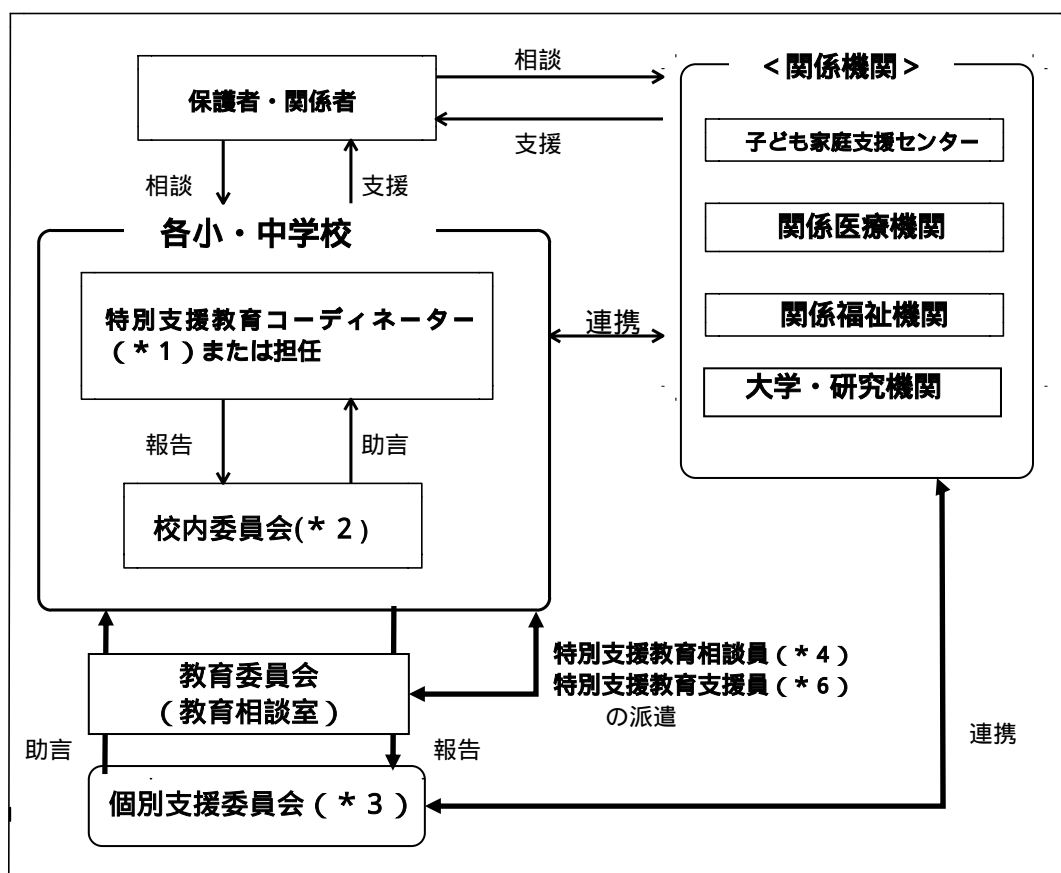
2 義務教育時の支援体制

義務教育時に、保護者や学校関係者が、その子どもへの対応の仕方や適切な指導において課題を見出した場合、通学している小学校（中学校）の特別支援教育コーディネーター（*1）や担任等に相談する。各学校ではその相談を受け、校内組織に位置付けられている校内委員会（*2）でその子どもや保護者に対する支援の在り方について検討するとともに、その内容を個別支援委員会（*3）に報告する。

個別支援委員会では、学校からの報告と、特別支援教育相談員（*4）による行動観察報告などを踏まえ、その子どもが必要としている支援を検討し、具体的な支援の在り方について、学校に助言していく。特に、義務教育時では、保護者の了解を得た上で、＜表1＞に示す5通りの支援に基づき、一人一人に応じた具体的な支援を行っていく（詳細については、P12の「義務教育時における支援体制」の章を参照）。

その際、個別支援委員会での支援情報が有効に活用されるよう、各小・中学校はその子どもに関係する諸機関との連携をより一層深めていく必要がある。

＜図2＞ 義務教育時の支援体制



<表 1> 義務教育時における具体的な支援について

	具体的な支援の在り方
通常の学級に在籍する子どもへの支援	担任や特別支援教育支援員が、特別支援教育コーディネーターと連携を図り、校内委員会での検討内容や特別支援教育相談員からの助言等を生かしながら、その子どもへの指導や支援を行う。また、対象児童・生徒の障害の程度に応じて介助員を配置する。
通常の学級に在籍し、 特別支援教室（* 5） に通室する子どもへの支援	通常の学級での支援のほかに、個別指導計画に基づき、 特別支援教育支援員（* 6） が、必要な時間特別支援教室での指導や支援を行う。
通常の学級に在籍し、 通級指導学級（* 7） に通級する子どもへの支援	通常の学級での支援のほかに、当該校の担任や特別支援教育コーディネーターが、通級指導学級の教員とその子どもに対しての共通理解を深め、一貫性のある指導や支援を行う。
特別支援学級（* 8） に在籍する子どもへの支援	これまで培ってきた固定の心身障害学級（特別支援学級）の機能を生かした指導や支援を行うとともに、一人一人のニーズに応じて、通常の学級との交流教育を意図的・計画的により一層充実する。
特別支援学校（* 9） に在籍する子どもへの支援	特別支援学校に在籍する市内在住の子どもが在学区の市立小・中学校に副籍を置くことにより、地域の学校との交流をより一層進める。

.....

* 1 : 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内及び関係機関との連携・調整を行う教員のことをいい、各校1名ずつ校務分掌に位置付けている。

* 2 : 校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として各学校に設置される委員会のことをいう。

* 3 : 個別支援委員会

子ども一人一人を支援するために、教育、福祉、保健・医療、就労関係等その子どもに関係する支援者や支援機関で構成される専門委員会で、詳細については、P7の「3 個別支援委員会の設置」の項で後述する。

* 4 : 特別支援教育相談員

定期的に学校を巡回し、特別な支援が必要な子どもの行動観察や担任等の相談

に応ずるとともに、校内委員会での助言を行う相談員のことをいう。

* 5 : 特別支援教室

障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善のための指導を必要な時間行うための教室のことをいう。

* 6 : 特別支援教育支援員

特別支援教育支援員とは、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、通常の学級に在籍しながら、通常の学級または特別支援教室において、必要な時間に個別指導を行う指導員のことをいう。

* 7 : 通級指導学級

教育活動の一部において特別な指導を必要とする子どもを対象として設置される学級の形態である。対象となる子どもは、障害の改善等に関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して指導を受ける。国分寺市には、第一小学校（さくら学級）と第五小学校（せんだん学級）、第五中学校（つばさ学級）に情緒障害を対象とする通級指導学級を設置している。

* 8 : 特別支援学級

現在の固定心身障害学級が平成19年度からは、特別支援学級という名称に変わる。国分寺市には現在、知的障害学級（小学校3校：第二小学校 わかば学級、第四小学校 双葉学級、第七小学校 けやき学級、中学校1校：第二中学校 F組）と、情緒障害学級（小学校1校：第四小学校 さつき学級）が設置されている。

* 9 : 特別支援学校

現在の盲・聾・養護学校の対象となっている5障害と重複障害に対応した教育を行う学校をいう。

3 個別支援委員会の設置

2で述べた支援体制が円滑に機能するために、下記に示す個別支援委員会を設置していく。

3-1 個別支援委員会とは

(1) 目的

個別支援委員会は、子ども一人一人を支援するために、一人一人に関係する支援者・支援機関で構成される専門委員会で、後述する「個別の支援計画」に基づき、障害のある子どもとその保護者に対して個別の支援を行うことを目的とする。

(2) 構成委員

P 8にあるように、学識経験者をはじめ、教育、福祉、保健・医療、就労関係等で構成される委員会で、一人一人の子どもに対して設置する。

< 個別支援委員会の主な構成委員 >

学識経験者

教育関係：統括指導主事、学務係長、臨床心理士、当該校長
当該特別支援教育コーディネーター、特別支援
学級教員、当該幼稚園長及び担当職員

福祉関係：こどもの発達センター園長、障害者相談室長
当該保育園長及び担当職員

保健・医療関係：医師、保健師

就労関係：経済課長、事業所長及び担当職員

(注)

個別支援委員会で、左記の関係者が全員参加するのではなく、その子どもに関係した支援者や支援機関が出席する。子どもによっては、左記に示していない関係者が出席する場合もある。

(3) 業務内容

各発達段階により異なるが、障害のある子どもとその保護者に対して個別の支援を行うため、下記に示す業務内容を行う。なお、具体的な業務内容については、今後も検討を図っていく必要がある。

相談内容に基づく「個別の支援計画」及び「個別指導計画」に関する助言
支援目標や支援内容の検討及び関係機関への支援
子どもやその保護者に対する就学指導
通級指導学級への入級検討
一人一人に対する継続的な就学・就労支援
特別支援教育相談員の派遣
各関係機関との連絡・調整

(4) 体制づくり

特別支援教育を進めていくには、(3)の業務内容を義務教育前、義務教育時、義務教育後を通じて、教育委員会と福祉保健部が連携し、十分な体制づくりを行うことが必要である。教育委員会においては、学校指導課に統括指導主事を置き、全体の連絡調整に当たる。

こうした体制づくりをとおして、支援の情報に関する引き継ぎの流れが円滑に進むものと考えられる。

4 個別の支援計画

4-1 作成の目的

「個別の支援計画」は、障害のある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、福祉・保健・医療・教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で

乳幼児期から義務教育後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的とする。
なお、今回提示した「個別の支援計画」は義務教育時用の書式であるが、他の発達段階で作成される「個別の支援計画」の書式や内容も基本的にはほぼ同様の書式となる。

4-2 対象範囲

対象範囲は、障害によって特別な支援が必要な子どもとする。

* < 障害の範囲 >

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱、言語障害、LD、
ADHD、高機能自閉症等

4-3 内容

計画の作成を担当する機関を明らかにした上で、東京都が示した様式例（P10）を参考にしながら、計画を作成する。なお、詳細の内容については、「個別の指導計画」の中で示すことになる。

(1) 子どもの氏名、保護者の氏名、住所、障害の状況等

(2) 保護者が望む教育的ニーズ

保護者がその計画の作成を担当する機関に対して、どのような教育的ニーズを望むのかを把握して記入する。

(3) 支援の目標と内容

障害の状態を克服・改善するための指導を含め必要となる支援の目標及び基本的内容を記入する。関係機関からの支援が必要となる場合もその旨記入する。

(4) 個別支援委員会の所見

(5) 作成日、作成者

* 具体的な内容項目については、福祉保健部及び子ども福祉部とも連携を図りながら、今後も支援体制の目的に即したものとなるよう修正を図っていく必要がある。

4-4 作成機関及び作成の時期

「個別の支援計画」は、保護者の了解のもと、各学校で作成する。作成は支援を開始するまでに行う。

4-5 配慮事項

(1) 「個別の指導計画」は、「個別の支援計画」を具現化した計画で、校内委員会での協議を経た上で特別支援教育コーディネーター及び担任が作成する。

(2) 「個別の支援計画」の内容には個人情報を含むので、関係機関等に情報を提供する場合には、必ず保護者の了解を得る。

個別の教育支援計画 (例)

児童・生徒	フリガナ	○○○○ ○○○○	性別
	氏名	A	
担任	氏名	○○ ○○○	
在籍校	○○区立 ○○○○ 小学校	○年 ○組	
現在・将来についての希望			
児童・生徒	・保育士になりたい。		
保護者	・本人のやりたいことをやらせたい。自立させたい。		
支援の目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・弱視であることを徐々に自覚し、生活上注意することを自覚できるように支援する。 ・弱視であることにより、孤立しないよう対人関係を良好に保てるように支援する。 ・医療機関と連携し、眼疾患が悪化しないように支援する。 ・弱視であることに留意しながら、基礎学力が身に付くように支援する。 			
必要と思われる支援			
<ul style="list-style-type: none"> ・薬を飲む習慣や、なぜ飲むかなど、医学的な知識をもたせ、自己管理できるよう支援する。 ・本人、保護者との対話を重視し、気持ちのコントロールができるようにする。 ・周囲の大人が間に入って、交友関係が良好に保てるよう支援する。 ・どのように見えているかに注意し、近づいてみたり、手に触れさせたりするなどの体験を重視し、基礎的な知識が確実に身に付くようにする。 			
学校の支援			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校(都立○○盲学校)と連携し、本人の見え方、困り感をとらえ、学習しやすい環境を整える。 ・視知覚の向上を目指した指導環境を整える。 ・本人、保護者とよく話し、学校への期待をとらえ、気持ちのコントロールができるよう支援する。 			
家庭の支援			
・社会常識を身に付けるとともに、地理についての理解が進むよう、さまざまな体験の機会を設ける。			
進路福祉	支援機関:	○○区福祉課	担当者: ○○ ○○ さん
	支援内容:	身体障害者手帳の交付	
教育相談	支援機関:	都立○○盲学校	担当者: ○○ ○○ 教諭
	支援内容:	見る訓練を受ける。。教材の工夫や授業の工夫の情報を得る。	
医療健康	支援機関:	○○病院	担当者: ○○視能訓練士
	支援内容:	定期的な訪問により、弱視訓練や歩行指導を受ける。。	
医療健康	支援機関:	○○大学附属病院眼科	担当者: ○○医師
	支援内容:	定期的な通院	
	支援機関:		担当者:
	支援内容:		
	支援機関:		担当者:
	支援内容:		
支援内容の評価と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に現在の支援でよい。 ・動いているバスの行き先を単眼鏡で見るなど、屋外での視知覚の向上を目指した指導ができる環境を整えるとよい。 			
個別支援委員会の記録(予定も含む)			
日時	参加者	協議内容・引継事項等	
H18. 6. 8	担任、特別支援教育コーディネーター、保護者、本人、医師	・生活上の注意点等を確認する。	
H18. 7. 5	担任、特別支援教育コーディネーター、医師、保護者、本人、支援員	・視知覚の向上を目指した指導や歩行指導の方法などを確認する。	
作成日		平成○年○月○日	<新規・更新(回)>
		○○区立○○○○小学校長	○○ ○○
		作成担当	○○ ○○

私は、以上の内容を了解し確認しました。

平成○○年 ○月○○日 氏名 ○○ ○○○

5 副籍制度

小・中学校に在籍している児童・生徒は、主に学校の中での同世代の児童・生徒を通じて、地域とのつながりや地域に関する様々な情報を得ているが、都立盲・ろう・特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の多くは、居住する地域とは異なる地域の学校に通うことになるため、居住する地域とのつながりの維持・継続を図ることが課題である。

そこで、都立盲・ろう・特別支援学校の小・中学部に在籍するすべての児童・生徒が居住する地域の小・中学校と交流できるようにするのが「副籍制度」である。

副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒全員が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（以下「副籍」という。）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

「東京都の特別支援教育（中間のまとめ）平成18年12月発行」から

副籍制度は、都立盲・ろう・特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒にとっては、居住する地域の小・中学校に在籍する同世代の児童・生徒との関係が構築されることにより、居住する地域の一員としての自覚が芽生えるという効果が、また、地域の小・中学校に在籍する児童・生徒にとっては、障害に対する正しい理解と認識を深めるという効果がそれぞれ期待される。

教育委員会では、副籍制度の円滑な導入を図るために、実施要領等の早急な策定と副籍事業関係者連絡会の設置を行ってきた。

なお、副籍事業関係者連絡会とは、国分寺市の子どもがこれまで在籍している都立八王子盲学校、都立立川ろう学校、都立小平特別支援学校、都立村山特別支援学校、都立府中特別支援学校、都立武蔵台特別支援学校と、居住地域の小・中学校及び市教育委員会で構成される委員会で、交流教育の基本的な考え方や進め方等についての共通理解を図ることを目的とする。

また、交流教育の内容は、当該児童・生徒が在籍する特別支援学校の教育課程に基づいて、居住する地域の小・中学校との間で十分に相談したうえで決定していくが、主なものとして下記に示すものが考えられる。

- 学校だよりや学級だよりの交換や文通
- 授業や学級活動（給食も含む）への参加
- 行事（運動会、展覧会等）への参加
- その他

義務教育時における支援体制

1 校内支援体制の確立

これまで東京都の心身障害教育は、盲・ろう・特別支援学校や心身障害学級および通級指導学級の教育の場を整備し、児童・生徒の教育の機会の確保に努めるとともに、その障害の種類や程度に応じて、個別指導計画に基づく個に応じた指導を実施するなど、障害のある児童・生徒の教育の充実を推進してきた。しかし、盲・ろう・特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化、また、小・中学校の通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒への適切な指導および支援等への対応が急務となり、今まで以上に児童・生徒のニーズに応じた適切な教育的支援が必要となってきた。

このことを踏まえて、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの役割、支援者・指導者の関わり方、望ましい支援の在り方、保護者との連携、医療・福祉機関・大学などの外部関連機関や特別支援学校との連携の在り方等について述べる。

2 校内委員会の在り方

各学校における特別支援教育の実施を円滑に行うためには、校内委員会の運営が重要となる。校内委員会は、各学級や各校務分掌との有機的な関連のもと、特別支援教育推進の要としての機能を果たすこととなる。校内組織への位置付けは小・中学校によっても異なり、学校規模や新規設置、教育相談部との併用などの設置方法によっても異なる。特別委員会の一つとしての位置付け、生活指導部の一部としての位置付けなどが考えられるが、各校の校内委員会の役割や構成員等を考慮して校務分掌上に適切に位置付けることが大切である。

2-1 校内委員会の役割および機能の活性化

校内における全体的な支援体制の整備や特別支援教育の推進・調整機能としての校内委員会の役割は重要である。本市では、すでに各校に校内委員会が設置されているが、校務分掌上の位置付けや他分掌との有機的な関連等については各校の実情を踏まえ、実践を経ての見直しが必要である。

校内委員会の主な役割

特別な教育的支援が必要な児童・生徒の早期の気付きの方法の検討
特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態把握の在り方と内容の検討
学級担任への支援方策の具体化および個別指導計画の作成
医療・福祉機関等との連携
個別支援委員会、特別支援教育相談員、特別支援教育支援員との連携
教職員の共通理解や資質向上のための校内研修の企画・推進
保護者への理解推進

2-2 校内委員会の構成員

校内委員会の構成員は、例えば、校長、副校長、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任等が考えられる。学校の規模や実情、および各校における校内委員会の役割によっては、特別支援学級担任、学年主任等も加えるなど、弾力的に対応することが必要である。

2-3 特別支援教育コーディネーターの役割

校内の関係者や関係機関等との連絡調整や保護者の連絡窓口となる特別支援教育コーディネーターの役割は極めて重要である。本市では各小・中学校にすでに位置付けられており、養護教諭や特別支援学級の担任、あるいは通常の学級の担任等が当たっている。担当者の選任に当たっては、各校の実情や特別支援教育コーディネーターが担う役割によって適切な担当者とすることが大切である。また、特別支援教育コーディネーターを一人と限定するのではなく、複数の人数で担当し、役割を分担することも考えられる。

<特別支援教育コーディネーターの主な役割>

校内委員会のための情報収集・準備 担任への支援 校内研修の企画・運営 保護者に対する相談窓口 個別支援委員会と特別支援教育相談員、特別支援教育支援員の連絡・調整 関係機関等との連絡・調整
--

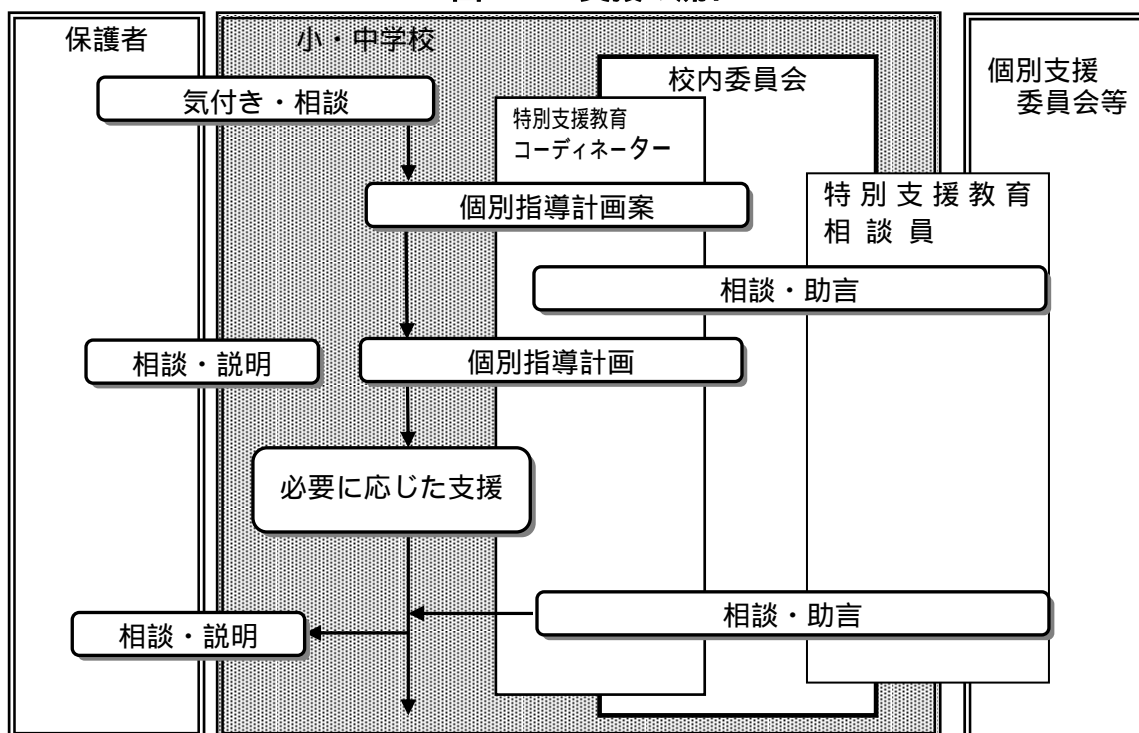
2-4 特別支援教育の実施

実際の支援を開始するまでには、当該児童・生徒の保護者の協力を得て、関係機関等による助言も踏まえながら、児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、必要な計画や支援の内容を明確にし、校内委員会による教職員の共通理解を図りながら進めていくことが大切である。また、支援開始後も、継続的に保護者や個別支援委員会、特別支援教育相談員、特別支援教育支援員、関係機関等との連携を図り、校内委員会を中心に教員全員で支援する体制をつくることが大切である。

実際の支援の流れは、児童・生徒の実態や学校の支援体制によっても違いがあるが、<図3>に示す流れが考えられる。

例えば、「保護者」と「小・中学校」に重ね合わせて気付き・相談が示されている。これは、家庭での気付き、学校での気付きを互いに共有し、共通認識をしながら進めていくことを意味している。特別支援教育を推進する上では、保護者との連携が極めて重要であり、丁寧に説明や相談を進めていくことが必要である。

<図3> 支援の流れ



2-5 特別支援教育相談員による巡回相談

特別な支援を必要としている児童・生徒の実態把握や具体的な支援計画の作成等においては、専門家による助言が極めて重要である。特別支援教育相談員が定期的に各小・中学校を訪問し、特別な支援が必要な児童・生徒の行動観察を行ったり、担任等からの相談に応じたりするとともに、専門的な立場から校内委員会における助言を行う体制づくりを進めていく。

2-6 特別支援教室の設置および特別支援教育支援員の配置

特別な支援を必要としている児童・生徒の個別指導のために、小・中学校に特別支援教室を順次設置していく。余裕教室がない場合には、教育相談室等の活用により、柔軟に対応していく。

また、特別な支援を必要とする児童・生徒のために、小・中学校に特別支援教育支援員を計画的に派遣していく。特別支援教育支援員の配置によって個別指導の充実を図り、学力向上の効果が期待される。

特別支援教育支援員としては、教員免許状を有し、学習指導ができる指導員が適任である。

3 特別支援学校・東京学芸大学等との連携

東京都特別支援教育推進計画のエリア・ネットワーク構想では、都立の特別支援学校をセンター校として、各小・中学校との連携を強め、新たな連携体制の構築をめざしている。

近隣の特別支援学校の教員や特別支援コーディネーターの専門性を生かして、児童・生徒の指導の進め方について、小・中学校等の教員や校内委員会への助言を得ることも可能である。

近隣の東京学芸大学等からは、大学教員を個別支援委員会の委員や特別支援教育研修会の講師として招き、専門的な立場からの助言を得て、本市の特別支援教育の充実に生かしていく。

また、東京学芸大学等の学生が、市内の小学校において、学生ボランティアとして児童・生徒の学習支援等で活動している。今後も教育活動への学生の参加を積極的に求めていく。

特別支援教育年次計画

1 個別支援委員会の年次計画

個別支援委員会については、平成20年度から、主に個別支援委員会の業務の1つである就学指導が適切に実施できるかを検証するため、義務教育前の5歳児と小学校6年生の児童を対象に開催する。平成21年度は、さらに就学支援が適切に実施できるかを検証するため、義務教育前の5歳児と小学校6年生の児童のほかに、小学校1年生の児童、中学校1年生の生徒も対象に開催する。

また、現在開催している就学指導委員会と入退級検討委員会は、平成20年度からは個別支援委員会としてこれらの業務を行う。

2 特別支援教育相談員の派遣に関する年次計画

特別支援教育相談員に関しては、<表2>に示すように、平成20年度からは全市立小・中学校に年8回の派遣を行い、平成21年度からは年10回の派遣を行う。

<表2> 特別支援教育相談員の派遣に関する年次計画

	平成20年度	平成21年度～
特別支援教育 相談員の派遣	年8回	年10回
	(1回の派遣時間は4時間)	

3 特別支援教育支援員の派遣に関する年次計画

特別支援教育支援員の派遣に関しては、＜表3＞に示すように、平成19年度は第九小学校に週1～2日程度の派遣を行った。平成20年度は、週2日、九小を含め、合計3校の小学校に派遣を行い、平成21年度からは、毎年1校ずつ小学校に派遣する予定でいる。

＜表3＞ 特別支援教育支援員の派遣に関する年次計画

	平成20年度	平成21年度～
特別支援教育支援員の派遣	週2日 (計3校)	早期に全校に配置する。

4 特別支援教室及び通級指導学級の設置に関する年次計画

特別支援教室と通級指導学級の設置に関する年次計画は、＜表4＞のとおりとする。

＜表4＞ 特別支援教室及び通級指導学級の設置に関する年次計画

	平成19年度 までの状況	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特別支援教室	小：1校開設	小：2校開設		小：1校開設	
通級指導学級	小：2校開設 中：1校開設			小：1校開設	